

「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」へのコメント

2.1 項 適用時期

当社は鉄鋼業を営んでおりますが、製造工程が複雑でかつ棚卸資産の評価を行う単位が多数にのぼります。そのため、従来から、自社で開発したシステムを使用して評価計算を行っていますが、今後低価法が強制適用された場合には、新たなシステム開発が必要になります。

更に、公開草案は「時価」の考え方に「正味売却価格」を採用するなど、法人税法上の低価法の取扱いと乖離があるため、このまま法人税との乖離が解消されない場合には、会社計算用と法人税申告用の二種類の評価システムの開発、及び申告調整の実務構築が必要となります。

また、当社には連結子会社が 200 社程度もあるため、これら全ての連結子会社において新制度対応を徹底する必要があります。（子会社でも棚卸資産の評価にシステムを使用している会社がありますので、子会社でのシステム開発も必要となります。）

今後、法人税法改正に向けて要望を行なっていく予定ですが、仮に法人税法が会計基準と一致したとしても、その時期は最短でも 20 年 3 月期とならざるを得ません。

更に、切り放し法を採用した場合には、会社計算と法人税の乖離は基本的に解消しないこととなりますので、その差額のフォローも極めて煩雑なものとなります。

従って、上記システム開発や法人税改正の状況を見極める期間の確保、さらに申告との調整実務の構築期間、及び連結子会社への指導期間等を考慮し、同公開草案の適用時期を平成 20 年 4 月以降としていただきたく、要望いたします。